

水産団体等功労者表彰事務取扱要領

第1 趣旨

水産団体等功労者表彰の取扱については、北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）及び北海道表彰事務取扱要領（平成10年4月1日付け人事第40号総務部長通達）並びに水産林務部所管北海道表彰規則事務取扱要領（平成10年1月9日付け水産林総第1247号水産林務部長通達）によるほか、この要領の定めるところによる。

第2 表彰の対象者

水産団体等功労者表彰の対象者は、次の基準に該当するものとする。

1 優良水産業協同組合等功労者

(1) 組合

次の全部の条件に適合する漁業協同組合及び水産加工業協同組合（以下「組合」という。）であってその運営状況が、他の模範として推奨するに足るもの（水産加工業協同組合については、エの項を除く。）

ア 組合設立以降10年以上を経過していること。

イ 信用、購買、販売及び指導の各事業を合わせて行う組合であり、これら各事業の組合員利用状況が良好であること。

ウ 組合の行う事業が健全かつ拡大発展の方向に改善されており、厳正な管理体制のもとに近代化された運営が行われていること。

エ 営漁指導体制が確立されており、営漁指導、生活改善、海難防止等組合本来の教育事業面において顕著な事業運営がなされ、特に海難防止対策を積極的に実施し、人命及び施設の安全を図っていること。

オ 組合の業務及び会計の執行状況が法令又は定款に違反した事実がないこと。

カ 現に組合の財務内容に著しい欠陥がなく、安定的な事業経営を行っていること。

キ 総会が組合員の意志決定機関として民主的に運営され、組合の行う事業運営に生かされていること。

(2) 組合等の役員

組合、漁業協同組合連合会、漁業共済組合、共済水産業協同組合連合会及び漁業信用基金協会（以下「組合等」という。）の役員として忠実に義務を履行し、組合等の本来の事業運営の向上に貢献し、その功績がきわめて顕著な者であって次の全部の条件を満たすもの

ア 組合等の役員として10年以上組合等の運営に参画していること。なお、職員経歴を有する役員については、職員経歴年数を9/10で換算し、役員経歴年数に通算する。

イ 組合員又は会員の負託に基づく業務執行の責任を自覚し、内外の信頼にこたえ他の模範とするに足る者

ウ 組合員たる役員にあつては、組合事業に対する利用協力の状況が良好な者

エ 組合等の運営について特筆すべき功績があつた者

(3) 組合等の職員

組合等の業務に精通し、組合等の運営に貢献している職員であって、次の全部の条件に適合する者

ア 組合等におおむね15年以上勤務していること。

イ 自己の担当する業務に精通し、組合等の運営の改善を図るなど、その功績が良好な職員であって他の模範とするに足る者

2 海区漁業調整委員等功労者

(1) 海区漁業調整委員会の委員（北海道連合海区漁業調整委員会の委員にあつては、知事選任委員）として10年以上在職し、その功績が顕著な者

(2) 内水面漁場管理委員会の委員として10年以上在職し、その功績が顕著な者

(3) 海面利用協議会の委員として10年以上在職し、その功績が顕著な者

3 水産業等功労者

(1) 個人

20年以上にわたり水産業事業に尽力し、若しくは貢献し、又は永年職務に精進した漁業者、漁業従事者又は漁業に関係する者であつて、次の部門においてその功績が顕著でかつ、他の模範となる者であること。

ア 沿岸部門

漁船装備の近代化、漁具及び漁法の改良、導入、労働環境の改善、漁具の利用拡大などを積極的に行うことにより、漁船漁業（無動力漁船及び10トン未満動力漁船）、定置漁業などの発展に寄与した者

イ 沖合遠洋漁業部門

漁場利用の拡大、資源の利用開発、漁船装備の近代化、漁具及び漁法の改良、導入、経営の合理化、労働環境の改善などを積極的に行うことにより、沖合、遠洋漁業（10トン以上動力漁船）の発展に寄与した者

ウ 浅海増養殖部門

浅海増養殖の導入、普及、改良、研究などにより増養殖の発展に寄与した者。

エ 漁村指導部門

漁業経営及び生活環境の改善、海難防止、漁業就業者の養成に努めるなどにより、漁村の発展に寄与した者

オ その他部門

漁獲物の利用開発、漁獲物の価格の増大、その他水産業の開発振興に寄与した者

(2) 団体

漁業と遊漁とのルールづくりや海面利用調整のための活動を10年以上にわたり振興し、水産業の振興に寄与したものであつて、その功績が顕著な遊漁関係団体

4 前記1から3に該当する者であつても、過去に水産団体等功労者表彰を受けた者は対象としない。

第3 表彰候補者の推薦

1 総合振興局長又は振興局長は、前記第2に該当する者がいるときは、水産林務部長に推薦するものとする。

2 候補者調書等

前項により推薦する場合は、次の様式を添付するものとする。

(1) 優良水産業協同組合等功労者

ア 候補者調書（組合）（別記様式1）

イ 候補者調書（役員・職員）（別記様式2）

ウ 表彰に係る意見書（別記様式7）

(2) 海区漁業調整委員等功労者

ア 候補者名簿（別記様式3、4）

イ 候補者調書（別記様式5）

ウ 表彰に係る意見書（別記様式7）

(3) 水産業等功労者

ア 候補者調書（個人）（別記様式6）

イ 候補者調書（団体）（別記様式8）

ウ 表彰に係る意見書（別記様式7）

3 表彰候補者の推薦の基準日は、毎年3月31日とする。

第4 表彰

表彰は、表彰状及び副賞を授与して行う。

第5 その他

1 この要領で定めるもののほか、運用上必要な事項については、水産経営課長及び漁業管理課長が別に定めるものとする。

2 この要領は、平成30年3月14日から適用する。

別記様式 1

候補者調書（組合）

				総合振興局等名	
				内申順位	
組合名		所在地		組合員数	
組合長名		組合の地区		設立年月日	
項目	説明				
組織状況	組合員				
	総会				
	理事				
	監事				
	職員				
事業状況	管理				
	信用	過去3カ年の取扱高（貸付金、貯金）	組合利用率	%	
	購買	過去3カ年の取扱高	組合利用率	%	
	販売	過去3カ年の取扱高	組合利用率	%	
	指導				
	その他				
財務状況	<p>自己資本比率 = $\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$</p> <p>固定比率 = $\frac{\text{自己資本}}{\text{固定資産（原価資産償却額控除）} + \text{外部出資}} \times 100$</p> <p>流動比率 = $\frac{\text{流動資産} - \text{不良資産}}{\text{流動負債}} \times 100$</p> <p>経常損益の額（過去3カ年間）</p> <p>欠損金計上の有無（過去3カ年間）</p>				
法令・定款違反の有無					
その他説明事項					
表彰を可とする理由					

（記入上の注意）

- 1 説明欄には、現状、問題点、特に顕著な事項などを記載すること。
- 2 財務状況欄の算定のうち「不良資産」とは、流動資産のうち回収困難又は回収に長期を要するものと認められるものをいう。

別記様式 2

候補者調書（役員・職員）

候補者調書（役員・職員）				総合振興局等名	
				内申順位	
ふりがな 氏名		本籍 住所		生年月日	
所属組合名		所在地		役職名	
現在までの 略歴					
賞罰	(組合勤続年数 年)				
功勞 (成績)	現在従事している 業(職)務内容				
	人格				
	表彰を可とする理由				

(記入上の注意)

現在までの略歴の欄は、学歴及び職歴に区分し、職歴（公職を含む。）をできる限り詳しく記載すること。

別紙様式3

(様式A4)

平成 年 月 日現在

候補者名簿 (海区漁業調整委員会委員及び内水面漁場管理委員会委員用)

総合振興局等名

委員 会名	氏 名	住 所	生年月日 (年齢)	職 業	委 員 の 種 類								在職年数 (年月)
					1 2 期	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	

記載上の注意事項

- 1 委員の種類欄には任期ごとに次により記入すること。
 - 公益代表……………公
 - 学識経験者……………学
 - 漁民代表……………漁
 - 漁民以外の採捕者代表……採
- 2 会長（副会長）の場合は次により記入すること。
 - 単海区会長（副会長）……………海長（副長）
 - 連合海区会長（副会長）……………連長（連副長）
 - 内水面委員会会長（副会長）……………内長（内副長）
- 3 在職年数の1月未満は1月として計算する。
- 4 必要により期数を変更して記入すること。

候補者名簿（海面利用協議会委員用）

平成 年 月 日現在

地区名	氏名	住所	生年月日 (年齢)	職業	委員の種類（在職期間及び年数）								在職年数 (年月)
					漁場利用協議会				海面利用協議会				
					① (～S63)	② (S63.11～)	③ (H2～)	④ (H4～)	期 (H～)	期 (H～)	期 (H～)	期 (H～)	

記載上の注意事項

- 委員の種類欄には任期ごとに次により記入すること。
 漁業代表……………漁
 遊漁代表……………遊
 海洋レクリエーション代表……………海
 学識代表……………学
- 会長（副会長）の場合は次により記入すること。
 各地区協議会会長（副会長）……………地区長（地区副長）
 北海道協議会会長（副会長）……………海面長（海面副長）
- 在職年数の1月未満は1月として計算する。

候補者調書

総合振興局・振興局

氏 名	住 所	年 齢	略歴、受賞歴	実績の概要	総合振興局長又は振興局長意見

(注) 1 候補者ごとに別葉とすること。
2 履歴書及び委員としての活動記録、その他参考となる資料を添付すること。

候補者調書

(水産業等功労者・個人)

				総合振興局等名		推薦順位		
氏名	生年月日 (歳)	昭和 年 月 日 (歳)	現住所				表彰 部門	部門
							経験 年数	
・経営規模 営む業種内容 ・従事職種内容							経験 年数	
水産業の経営、従事 等の経歴の要点 [学歴と職歴を 区分し、職歴 (公職を含む) を詳細に記入 すること]								
賞 罰								
表彰を可とする理由 [功績の内容を 具体的に記入 すること]								

表彰に係る意見書

平成 年 月 日

総合振興局長又は振興局長 様

市町村長 団

次の者は、北海道表彰事務取扱要領第 2 第 3 項の 1 号から 5 号のいずれにも該当するものでなく、平成〇〇年度北海道〇〇表彰の候補者として適当であることを認めます。

記

氏 名 _____

本 籍 _____

現 住 所 _____

生年月日 大正・昭和 年 月 日 (歳) _____

北海道表彰事務取扱要領（平成 10 年 4 月 1 日人事第 40 号）第 2 の 3 項

- 1 破産者又は成年被後見人もしくは被保佐人
- 2 刑事事件に関して現に起訴されている者
- 3 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から 10 年を経過しない者
- 4 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から 5 年を経過しない者
- 5 執行猶予付きの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者

(注) 市町村長から申し受けできない場合は、候補者の所属団体長から申し受ける。

別記様式8

候補者調書（水産業等功労者・団体）

				総合振興局等名	
				内申順位	
団体名		所在地		会 員 数	
代表者名				設立年月日	
項 目	説 明				
団体の目的					
漁業者と遊漁者等との間で取り決めたルール又は海面利用調整のための取り組みの概要					
取り決め締結又は取り組みを開始した年月日					
ルール又は取り組み推進のための活動の実績					
その他説明事項					
表彰を可とする理由					